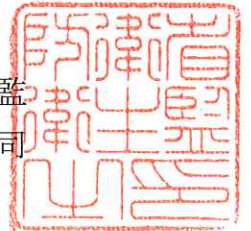


防 人 衛 第 6 4 0 号
国健機構発第 080115001 号
令 和 8 年 1 月 1 5 日

国立健康危機管理研究機構と防衛省との連携についての覚書

防衛省大臣官房衛生監
日下 英司



国立健康危機管理研究機構
理事長 國土 典宏



国立健康危機管理研究機構（以下「JIHS」という。）と防衛省は、JIHS 及び防衛省が設置する自衛隊病院等（以下「自衛隊病院等」という。）の連携について、下記のとおり合意した。

記

（一般事項）

第1条 JIHS 及び防衛省は、JIHS と自衛隊病院等とがこれまでも連携を行ってきたことに鑑み、相互の立場を尊重し、それぞれの可能な範囲で協力するものとする。

（協力内容）

第2条 JIHS 及び自衛隊病院等は、災害及び新興感染症等（以下「災害等」という。）への対応のため、第3条から第8条に規定する連携を図るものとする。

第3条 JIHS 及び自衛隊病院等は、必要に応じて医師等の教育訓練のため、医師等の派遣について、相互に可能な範囲で行うものとする。

2 前項の医師等については、JIHS 又は自衛隊病院等において診療に従事するものとする。

第4条 JIHS 及び自衛隊病院等は、医師向けの専門医等研修若しくは医師、救急救命士又は看護師等向けの救急及び災害等医療に関する研修の実施について要請があった場合は、相互に可能な範囲で協力するものとする。

第5条 JIHS 及び自衛隊病院等は、必要に応じて相互に患者紹介若しくは施設又は医療機器等の利用について、可能な範囲で協力するものとする。

第6条 自衛隊病院等は、JIHS から、臨床研究等の協力要請があった場合は、可能な範囲で協力するものとする。

第7条 JIHS 及び自衛隊病院等は、必要に応じて災害等における医療能力及び連携の向上のため、災害等を想定した共同訓練等について、可能な範囲で行うものとする。

第8条 JIHS 及び自衛隊病院等は、災害等が発生した際の医療対応に係る相互連携を図るため、協議を行える体制について検討するものとする。

(協議)

第9条 本覚書に定めのない事項または本覚書の解釈に疑義を生じたときは、JIHS と防衛省との間で誠実に協議の上その解決を図るものとする。

(有効期間)

第10条 本覚書の有効期間は、覚書締結日から令和9年3月31日までとし、期間満了の3か月前までに JIHS 又は防衛省から相手方に対し書面により申出のない限り同一条件をもって更に1年継続するものとし、以降も同様とするものとする。

以上